

令和5年(2023年)3月31日

居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

姫路市介護保険課
姫路市地域包括支援課
姫路市監査指導課

暫定ケアプランの作成における地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携
について（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、要介護・要支援認定新規・更新申請及び要介護・要支援区分変更申請（以下「認定申請等」という。）における判定結果を要支援認定と見込んだが、要介護認定であった場合、結果が出るまでの間に居宅介護支援事業所がサービス担当者会議の開催やモニタリングの実施等の居宅介護支援業務が行われないことにより、運営基準違反（運営基準減算の適用）となる事例が多数見受けられます。

ついては、認定申請等を行い認定結果が出るまでの間（以下「認定申請期間」という。）において、居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターから同行訪問等の依頼があった場合、地域包括支援センターと連携するよう努めてください。

（留意事項）

1 居宅介護支援事業所の対応について

認定申請期間が複数の月にまたがる場合で認定申請等を行った月に、居宅介護支援事業所がサービス担当者会議の開催やモニタリング等を行っていない場合、運営基準減算が適用されます。

（1）要支援者が認定申請等の結果、要介護者になる可能性のある場合または認定申請期間が複数の月にまたがることが見込まれる場合の対応

ア 地域包括支援センターが要支援者を担当している場合

（ア）利用者の状態悪化等のための要介護を見込んで認定申請をする場合、要介護認定後もサービスの提供が円滑に継続できるように、認定申請時から指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）と同行訪問する等連携を図り、暫定ケアプランを作成してください。

（イ）要介護と認定された場合は、認定申請期間中でも居宅介護支援事業所がモニタリングを行っていない場合は、運営基準違反に該当し、居宅介護支援事業所が運営基準

減算の減算の適用を受けます。

連携する居宅介護支援事業所に負担を強いることのないよう、地域包括支援センターとして手順の確認と体制を整えてください。

イ 居宅介護支援事業所が委託で要支援者を担当している場合（一部委託の場合）

（ア） 利用者の状態悪化等のための要介護を見込んで認定申請をする場合、要介護認定後もサービスの提供が円滑に継続できるように、認定申請時から暫定ケアプランを作成する必要があります。認定申請をする場合、委託元である地域包括支援センターにも連絡して、情報共有してください。

（イ） 認定申請期間中でも要介護認定者になる可能性を考慮し、モニタリングを実施する等運営基準を遵守してください。

（2） 要介護者が要支援者になる可能性のある場合の居宅介護支援事業所の対応

ア 認定申請時、利用者の状態改善等で要支援が見込まれる場合、要支援認定後もサービスが円滑に継続できるように、認定申請時から地域包括支援センターと連携を図ってください。

イ 特に、介護保険施設入所者において要支援が見込まれる場合には、早急に地域包括支援センターと連携を図ってください。

（3） サービス担当者会議について

認定申請時に見込まれる介護度に合わせた暫定ケアプランの原案を作成したら、サービス担当者会議を行います。要介護（要支援）を見込んだ場合でも要支援（要介護）の可能性も予想される場合には、サービス担当者会議には指定居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの職員が出席して開催してください。

開催が困難な場合は支援経過記録にその理由を記載し、早急にサービス担当者会議が開催できるように努めてください。

認定結果が要介護の場合、サービス担当者会議が開催されていなければ、運営基準違反に該当し、運営委基準減算の適用を受けます。

2 地域包括支援センターの対応について

認定申請時に、要支援が見込まれる利用者であっても要介護となる可能性もあるため、サービス担当者会議やモニタリングの実施等については、必ず居宅介護支援事業所へ協力するよう依頼してください。居宅介護支援事業所の協力が見込めない場合、支援経過記録にその理由を記載してください。

3 居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）の届出について

「居宅（介護予防）サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」（以下「届出書」という。）が提出されていなかったことによるトラブルも頻発しております。

届出書は、介護保険法第46条第4項及び第58条第4項並びに姫路市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第2項に規定されているように、指定居宅介護支援（介護予防支援、介護予防ケアマネジメント）の提供の開始に際し、あらかじめ市町村に届け出ている場合に限り、指定居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）に支払うことができることとされています。必ずサービス提供開始前に姫路市（保険者）に対して要介護者が届出書の提出が必要です。

しかし、新規申請及び区分変更申請中で介護認定が確定していない場合に、暫定ケアプランでのサービス利用開始をする場合は、相談を受けた事業所が連携をとり、事前に居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターのどちらかで届出書を提出する必要があります。

届出にあたり要介護（支援）者が提出できない場合は、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターが、利用者が適切に介護サービスを受けられるよう必要な支援・援助を行う必要があります。

また、見込み違いによる介護度が決定された場合、置き換えできる同等のサービスがない場合は、全額自己負担となることを事前に利用者に説明し同意を得てください。

[問い合わせ先]

介護保険課 給付担当

電話：079-221-2449 FAX：079-221-2925

地域包括支援課

電話：079-221-2451 FAX：079-240-5890

監査指導課 介護指定担当

電話：079-221-2490 FAX：079-221-2487